慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ドイツ・ 東エルベの農民1648-1806年 : 「ミクロの社会史」による多面的で多様な実像への接近
Sub Title	Eine Sozialgeschichte der Ostelbischen Bauern aus Mikrohistorischer Perspektive 1648–1806
Author	飯田, 恭(Iida, Takashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2006
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.99, No.3 (2006. 10) ,p.511(159)- 540(188)
JaLC DOI	10.14991/001.20061001-0159
Abstract	本稿は, 17-18世紀マルク・ ブランデンブルク, ルピン郡の2所領の農村に関する筆者の研究成果につき, その概要を提示するものである。その際, 「ミクロの社会史」の方法に立脚するこの研究が, 2所領の史料を集中的かつ網羅的に分析することを通じて, 近世ドイツ・ 東エルベの農民経営を, 従来の研究よりも多面的な社会的諸関係の中に描き出し, またその多様性をも浮き彫りにしたことが示される。 This study summarizes results from this author's research relating to rural villages in the 17th through 18th century in the district of Ruppin, Mark Brandenburg. This study is based on a "Micro Social History" method and, through intensive and comprehensive analysis of historic materials on the villages, peasant farming in early modern Germany's East Elbe is illustrated within various social relations from various aspects when compared to older studies, while demonstrating its diversity.
Notes	小特集 : 社会史の実証と方法
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20061001-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ・東エルベの農民 1648～1806 年―「ミクロの社会史」による多面的で多様な実像への接近―

Eine Sozialgeschichte der Ostelbischen Bauern aus Mikrohistorischer Perspektive 1648–1806

飯田 恭(Takashi Iida)

本稿は，17-18 世紀マルク・ブランデンブルク，ルピン郡の 2 所領の農村に関する筆者の研究成果につき，その概要を提示するものである。その際，「ミクロの社会史」の方法に立脚するこの研究が，2 所領の史料を集中的かつ網羅的に分析することを通じて，近世ドイツ・東エルベの農民経営を，従来の研究よりも多面的な社会的諸関係の中に描き出し，またその多様性をも浮き彫りにしたことが示される。

Abstract

This study summarizes results from this author's research relating to rural villages in the 17th through 18th century in the district of Ruppin, Mark Brandenburg. This study is based on a "Micro Social History" method and, through intensive and comprehensive analysis of historic materials on the villages, peasant farming in early modern Germany's East Elbe is illustrated within various social relations from various aspects when compared to older studies, while demonstrating its diversity.

「三田学会雑誌」99 巻 3 号（2006 年 10 月）

ドイツ・東エルベの農民 1648〜1806 年

——「ミクロの社会史」による多面的で多様な実像への接近——

飯　田　　恭

要　　旨

本稿は，17〜18 世紀マルク・ブランデンブルク，ルピン郡の 2 所領の農村に関する筆者の研究成果につき，その概要を提示するものである。その際，「ミクロの社会史」の方法に立脚するこの研究が，2 所領の史料を集中的かつ網羅的に分析することを通じて，近世ドイツ・東エルベの農民経営を，従来の研究よりも多面的な社会的諸関係の中に描き出し，またその多様性をも浮き彫りにしたことが示される。

キーワード

ミクロの歴史学，社会史，グーツヘルシャフト，ドイツ，農民

1.　はじめに

ベルリンの壁が崩壊した 1989 年，東ドイツで，近世ブランデンブルク農民史に関する 3 つの研究が公刊された。ボイツェンブルク領に関するハルニッシュの論文[(1)]，村落ノイホラントの農民日記を題材としたペータース・ハルニッシュ・エンダースの共著[(2)]，そしてエンダースによるウッカーマルク農民の地域史研究[(3)]がそれである。これらは研究史上，次の 2 つの点で画期的な意味をもった。

第 1 に，これらの研究は，近世ドイツ・エルベ河以東（東エルベ）の農民に関する従来のイメージを一新した。近世ヨーロッパにおいて，エルベ河の西側（西エルベ）にグルントヘルシャフト，東エルベ一帯にグーツヘルシャフトと呼ばれる封建領主制度が展開したことはよく知られている。西エルベにおいてグルントヘルの直営地が小規模にとどまり，それゆえ貨幣・現物地代を納める世襲

---

(1)　Hartmut Harnisch, “Bäuerliche Ökonomie und Mentalität unter den Bedingungen der ostelbischen Gutsherrschaft in den letzten Jahrzehnten vor Beginn der Agrarreformen”, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* 1989/3.

(2)　Jan Peters/ Hartmut Harnisch/ Lieselott Enders, *Märkische Bauerntagebücher des 18. und 19. Jahrhunderts. Selbstzeugnisse von Milchviehbauern aus Neuholland* (Veröffentlichungen des Staatsarchivs Potsdam, Bd. 23), Weimar 1989.

(3)　Lieselott Enders, “Bauern und Feudalherrschaft der Uckermark im absolutistischen Staat”, in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus 13*, 1989.

農民の小経営が優勢であったのに対し，東エルベでは 16 世紀頃からグーツヘルの直営地が拡大し，それにともない農民の賦役負担の強化，農民的土地保有権の劣悪化と農民追放，農民家族の領主への人格的従属の強化が進行したのである。[(4)] クナップは 1887 年，その著書『農民解放』[(5)] の導入部分でグーツヘルシャフトに関する古典的な分析を行ったが，彼はそこに「農民生活の光景」という一節を設け，グーツヘルの抑圧の下で悲惨な窮乏生活を送る東エルベ農民の姿を描き出した。このイメージは，その後 1 世紀余りにもわたり影響力を保持し続けることとなる。その理由は，東エルベ農業史研究が長らく領主支配や領主経営に視点を集中し，[(6)] 農民経営そのものを重視してこなかったことにもあった。[(7)] これに対し，1989 年に出版された上記の 3 研究は農民経営に関する本格的な実証研究であり，それぞれが，富裕で，発展能力のある，自意識を持った農民の姿を具体的に提示したのである。

第 2 に，上記の 3 研究のうちとりわけ前 2 者は「東ドイツの社会史」の中に位置づけられている。[(8)] 東エルベ農業史研究は，第二次世界大戦以前においては制度史的視点から，それ以後はとりわけ東ドイツの研究者によって経済史的視点から行われてきた。それに対し両研究は，東ドイツの末期にようやく同国にも芽生えた社会史研究の一環を成すものであり，東エルベ農業史を，「西側」から発展した社会史研究に接合する役割を果たしたのである。その意味で，両研究がベルリンの壁崩壊の年に公刊されたことは象徴的である。なお両研究は，一村落ないし一所領をとりあげ，当地の史料を集中的かつ網羅的に利用することを通じて，多面的・複合的でかつ多様な農民社会像を再現している点に特徴をもつのであり，1990 年代以降にブランデンブルク農民の「ミクロの社会史」[(9)] が興隆する土台を築いたともいえる。

---

(4) W. レーゼナー『農民のヨーロッパ』，平凡社，1995 年，149–150 頁。

(5) Georg Friedrich Knapp, *Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Theilen Preußens*, 2 Bände, 2., unveränd. Aufl., München und Leipzig 1927 [1. Aufl.: Leipzig 1887].

(6) その点については，Hartmut Harnisch, “Die Gutsherrschaft. Forschungsgeschichte, Entwicklungszusammenhänge und Strukturelemente”, in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus* 9, 1985; Heinrich Kaak, *Die Gutsherrschaft. Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum* (Veröffentlichungen der Historischen Kommission zu Berlin, Bd. 79), Berlin 1991; Werner Troßbach, “Gutsherrschaft und Gutswirtschaft zwischen Elbe und Oder – asymmetrische Agrarsysteme in wechselnden Perspektiven –”, in: R. Prass/ J. Schlumbohm/ G. Béaur/ Ch. Duhamelle (Hg.), *Ländliche Gesellschaften in Deutschland und Frankreich im 18. und 19. Jahrhundert* (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte 187), Göttingen 2003，を参照。

(7) Harnisch, “Bäuerliche Ökonomie und Mentalität”, S. 87.

(8) Georg G. Iggers (Hg.), *Ein anderer historischer Blick. Beispiele ostdeutscher Sozialgeschichte*, Frankfurt a. M. 1991, S. 28, 70–92.

(9) Heinrich Kaak, “Brandenburgische Bauern im 18. Jahrhundert. Sozialgeschichtliche Forschungen in mikrohistorischer Perspektive”, in: R. Pröve/ B. Kölling (Hg.), *Leben und*

こうした新しい研究潮流の中で，筆者は年来，近世後期（1648〜1806 年）について，マルク・ブランデンブルク，ルピン郡の 2 所領（御料地アムト・アルト－ルピン及び騎士領ヴストラウ）の農民を対象に，「ミクロの社会史」と位置づけられる[10]一 連の研究を行ってきた。本稿の課題は，その研究成果の概要を提示しながら，「ミクロの社会史」の方法に立脚するこの研究が，ルピン 2 所領の史料の集中的かつ網羅的な分析を通じて，近世ドイツ・東エルベの農民経営を，従来の研究よりも多面的な社会的諸関係の中に描き出し，またその多様性をも浮き彫りにしたことを示すことにある。

2. ルピン 2 所領の農村社会：集落，階層構成，人口

ルピン郡の 2 所領はマルク・ブランデンブルクの北西部に位置していたが，表 1 にみられるように，御料地アムト・アルト－ルピン（Amt Alt－Ruppin）は，1800 年の時点で，2 つの都市（Stadt），すなわちアルト－ルピン（Alt-Ruppin）及びリンドウ（Lindow）*，26 の村落（Dorf），すなわちアルト・フリーザック（Alt-Friesack），ベヒリン（Bechlin），ダーバーゴッツ（Dabergotz），ダリッツ（Darritz），ヘルツベルク（Herzberg）*，ケラー（Keller）*，ケルツリン（Kerzlin），クロスターハイデ（Klosterheide）*，ケニヒシュテット（Königstädt），クラーツ（Kraatz），クランゲン（Krangen）*，リヒテンベルク（Lichtenberg）*，リューダースドルフ（Lüdersdorf），マンカー（Manker），モルヒョウ（Molchow），ニートヴェルダー（Nietwerder），ロェネベック（Rönnebeck）*，シェーンベルク（Schönberg）*，シュルツェンドルフ（Schulzendorf），ゼーベック（Seebeck）*，シュトールベック（Storbeck），シュトゥルーベンゼー（Strubensee）*，フィーリッツ（Vielitz）*，ヴァルヒョウ（Walchow），ヴィルトベルク（Wildberg）及びヴーテノウ（Wuthenow），8 つのコロニー（Kolonie），すなわちバースドルフ（Basdorf），ビーネンヴァルデ（Bienenwalde），フランケンドルフ（Frankendorf），ギューレン（Gühlen）*，プファルツハイム（Pfalzheim），ザイラースホーフ（Seilershof），シュタインベルゲ（Steinberge），シュテンデニッツ（Stendenitz），そして 2 つのビュドナー集落（Büdneretablissement），すなわちヴォルタースドルファー・バウム（Woltersdorfer Baum）及びヴュステン・レーゲリン（Wüsten-Rägelin）から成る大所領であった。このうち，* 印の付いた集落は，元来アムト・リンドウ（Amt Lindow）に属していたが，1764 年のアムト・リンドウ分割の際に，アムト・アルト－ルピンに併合されたものである[11]。一方，騎士領ヴストラウ（Rittergut Wustrau）はアムト・アルト－ルピンに隣接する小所領であり，1800 年の時点で，1 村落ヴストラウ（Wustrau）のみを管轄していた。

Arbeiten auf märkischem Sand. Wege in die Gesellschaftsgeschichte Brandenburg 1700–1914, Bielefeld 1999.

（10） Kaak, “Brandenburgische Bauern”, S. 132–134.

（11） Schulze, *Besitz- und siedlungsgeschichtliche Statistik,* S. 52–57.

表 1 にはさらに，1800 年の時点でルピン 2 所領に属した各集落における階層構成の推移が，17〜18 世紀の 4 つの年について示されている。まずバウアー（Bauer）とは，中世の東方植民の過程でこの地に最初に定住した階層である。彼らは，村落共同体の最古のメンバーであったために，村落内で最も肥沃なフーフェ地に農地を取得した。そして概ね中世のうちに定住を完了したバウアー層の土地保有は，17〜18 世紀において，領邦君主による農民追放の禁止の努力や，農場不分割の原則などにより，基本的に安定していた。表 1 を見ると，バウアー農場の総数は 17〜18 世紀の間に増加しているが，その理由は，17 世紀末に，領邦君主の人口増殖政策の下，4 つの直営農場（クロスターハイデ，リューダースドルフ，シュルツェンドルフ及びシュトールベック）が解体されてその跡地にスイス出身の農民が入植し，また 2 つの廃村跡（ケニヒシュテット及びフィーリッツ）にも新たにスイス人農民が入植したことに求められる。そして個々の村落のバウアー地数には，三十年戦争後長らく多数の荒蕪地が存在したことを別にすれば，ほとんど変化が見られなかった。また，バウアー農場の規模は概ね 1〜3 フーフェの間にあったが，それは個々の村落において，単層を成すか複層に整然と分かれるかし，その分布は 17〜18 世紀の間，後述の「均等化」の事例を除けば基本的に不動であった。

バウアーに次いで定住を開始するのがコッセーテ（Kossäte）である。肥沃なフーフェ地がすでにバウアーによって占有されていたため，バウアーより遅れて定住したコッセーテは，より劣等の非フーフェ地（Beiländer）に農地を取得した。[(12)] コッセーテの出自について，かつてはコッセーテをスラヴ人出自であるとし，彼らが東方植民の過程でドイツ人バウアーの集落に隷属民として編成されたとする所説が支配的であったが，リッベの近年の研究は，そのような事例が部分的に存在したことを認める一方で，むしろドイツ人出自のコッセーテの存在を強調し，その際，家族史的契機に注目しつつ，コッセーテ地が元来，バウアー地の隠居分ないしバウアー地の非相続人の居住地として創設されたと説明している。[(13)] コッセーテ地は東エルベにおいて，中世にはなお少数にとどまり，16 世紀のグーツヘルシャフト形成の過程で急増したという。その理由の一つは，グーツヘルがより多くの賦役労働力を確保するために，バウアー地を分割してコッセーテ地を創設したことに求められるが，このバウアー地分割を通じて一部のコッセーテはフーフェ地に進出した。また 16 世紀には手工業者のコッセーテとしての定住も進行した。[(14)] こうしたコッセーテ地の創設は，16 世紀末頃をもって

（12） Anneliese Krenzlin, *Dorf, Feld und Wirtschaft im Gebiet der großen Täler und Platten östlich der Elbe*, Remagen/Rh 1952, S. 26, 57.

（13） Wolfgang Ribbe, “Zur rechtlichen, wirtschaftlichen und ethnischen Stellung der Kossäten. Eine Problem-Diskussion”, in: W. H. Fritz (Hg.), *Germania Slavica II* (Berliner Historische Studien Bd. 4), Berlin 1981.

（14） Willi A. Boelcke, “Wandlungen der dörflichen Sozialstruktur während Mittelalter und Neuzeit”, in: H. Haushofer/W. A. Boelcke (Hg.), *Wege und Forschungen der Agrargeschichte. Festschrift zum 65. Geburtstag von G. Franz*, Frankfurt a. M. 1967, S. 89–91.

表 1　ルピン 2 所領におけるバウアー・コッセーテ農場及びビュドナー・アインリーガー小屋の数の推移（1624，1687，1749 ／ 57 ／ 64，1800 年）

	バウアー				コッセーテ				ビュドナー				アインリーガー			
	1624	1687	1749/57/64	1800	1624	1687	1749/57/64	1800	1624	1687	1749/57/64	1800	1624	1687	1764	1800
アムト・アルト-ルピン																
【村落】																
ベヒリン	25	24 (2)	25	24	14	14 (3)	12	10	—	—	—	1	—	6	8	29
ダーバーゴッツ	20	21 (6)	17	22	10	9	9	5	—	—	—	4	4	1	13	10
ダリッツ	10	10 (1)	10	10	—	—	—	—	—	—	—	1	3	—	1	5
ヘルツベルク	30	30 (6)	30	30	10	11	12	12	—	—	8	2	—	—	9	19
ケラー	11	11 (6)	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
ケルツリン	15	15 (1)	15	15	11	11 (2)	11	11	—	—	1	—	—	—	8	16
クロスターハイデ	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	7	4	—	—	4	5
ケニヒシュテット	—	—	9	9	—	—	—	—	—	—	12	17	—	—	14	9
クラーツ	29	29 (12)	28	28	9	9 (5)	5	5	—	—	6	7	—	—	2	8
クランゲン	16	16 (5)	16	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
リヒテンベルク	17	17 (1)	17	17	2	2	2	2	—	—	5	—	—	2	—	8
リューダースドルフ	—	—	12	12	—	—	—	—	—	—	19	20	—	—	17	29
マンカー	26	26	26	26	3	3	3	3	—	—	4	—	—	1	8	22
モルヒョウ	13	13 (5)	13	13	—	—	—	—	—	—	1	—	2	—	—	1
ニートヴェルダー	13	13 (5)	12	12	5	5 (1)	8	8	—	—	2	1	—	—	2	7
ロェネベック	25	25 (14)	24	24	9	7 (3)	4	4	—	—	8	3	1	2	9	14
シェーンベルク	16	16 (10)	16	16	3	4 (3)	4	4	—	—	—	1	—	—	2	5
シュルツェンドルフ	—	—	17	17	—	—	—	2	—	—	8	6	—	—	21	30
ゼーベック	13	12 (4)	13	13	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	1	1
シュトールベック	—	—	13	12	—	—	—	—	—	—	1	5	—	—	10	16
シュトゥルーベンゼー	9	10	10	9	2	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2
フィーリッツ	12	—	13	13	5	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	1
ヴァルヒョウ	12	13 (8)	13	12	—	3	—	1	—	—	2	2	2	—	1	10
ヴィルトベルク	25	26 (1)	27	27	27	13 (3)	32	30	—	—	2	2	1	8	3	34
ウーテノウ	19	19	19	19	6	5 (1)	7	7	—	—	1	1	—	—	—	1
【コロニー】																
バースドルフ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
ビーネンヴァルデ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	16	—	—	—	4
フランケンドルフ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—	—	—	2
ギューレン	4	—	—	—	8	—	—	—	—	—	8	10	—	—	—	3
プファルツハイム	—	—	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
ザイラースホーフ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	6	—	—	—	1
シュタインベルゲ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	?	2	—	—	?	11
シュテンデニッツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	—	—	-
【ビュドナー集落】																
ヴォルタースドルファー・バウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	1
ヴュステン-レーゲリン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	?	—	—	—	-
騎士領ヴストラウ																
ヴストラウ	14	13 (9)	10	11	10	10 (7)	6	5	—	—	—	1	5	5	—	36
合計	374	359 (96)	430	432	134	108 (28)	116	110	—	—	124	127	18	25	133	358

資料：Lieselott Enders (Bearb.), *Historisches Ortslexikon für Brandenburg, Teil II Ruppin* (Veröffentlichungen des Staatsarchivs Potsdam, Bd. 7), Weimar 1970; 1764 年のアインリーガーについては，Brandenburgisches Landeshauptarchiv, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16366 を参照。集落の分類は，Berthold Schulze, *Besitz- und siedlungsgeschichtliche Statistik der brandenburgischen Ämter und Städte 1540–1800* (Einzelschriften der historischen Kommission für die Provinz Brandenburg und die Reichshauptstadt Berlin, 7), Berlin 1935, S. 52–57 に従った。

備考：

1. 1800 年の時点で当該 2 所領に属した集落のデータがすべての年次にわたって提示されている。但し 2 都市アルト-ルピン及びリンドウと漁村アルト-フリーザックは除外されている。
2. ( ) 内は，どの世帯によっても保有されていない荒蕪地の数を示す。

概ね完了し，17〜18 世紀には，三十年戦争後における多数の荒蕪地の存在を別とすれば，コッセーテ地の数はほぼ一定に保たれた（表 1）。そしてルピンのコッセーテはこの時期，1〜1$\frac{1}{2}$ フーフェ相当の農場を保有する農民から，数モルゲンの農地しか保有せず手工業を兼業する零細農民にまで分化していた。

以上のバウアーとコッセーテとは，規模の違いはあるにせよ，宅地・庭畑地のほかに農地及びそれに対応した共有地持分（放牧地・森林）を持つ階層であり，従って「農場 Hof」の保有者あるいは「農民」と位置づけることができる。

コッセーテに次いで 17 世紀以降，しかしとりわけ 18 世紀に，領邦君主の人口増殖政策の下で大量に入植・定住したのがビュドナー（Büdner）及びアインリーガー（Einlieger）である。ビュドナーは，バウアーやコッセーテによる農地占有が完了した後に定住を開始したため，もはや農地を取得することができず，小屋と附属の庭のみを保有し，少数の家畜をしばしば共同体に放牧金（Weidegeld）を支払って共有地に放牧しうるにとどまった。彼らの大半は日雇労働者，手工業者，兵士であった。アムト・アルト-ルピンにおいてビュドナー小屋は，第一に，領邦君主に主導されつつ，アムト直営農場や，大方 1740 年代及び 50 年代に新設されたコロニー・ビュドナー集落の中に建設され，その場合，「外国人 Ausländer」（領邦外からの入植者）の定住が優先的に行われた。一方，ビュドナー小屋は村落の域内にも建設されたが，その場合には，地元のバウアー地やコッセーテ地の非相続人によって取得されることが多かった。

アインリーガーは，もはや独自の小屋を所有することなく，領主，バウアー，コッセーテ，ビュドナーなどの他者が所有する小屋と付属の庭を賃借する「間借人」であり，もちろん農地を持たず，少数の家畜をしばしば共同体に放牧金を支払って共有地に放牧することが許されるのみであった。また彼らのほとんどが，ビュドナーと同様，日傭労働・手工業・兵役などで生計を立てていた。村落では古くから，家畜番や夜番などが村落共同体の建設した小屋を賃借していたが，アインリーガーはこれらの村民と共に，文字通りの「土地なし層」を形成することとなった。

いずれにせよ，ビュドナー及びアインリーガーは，農地を持たない「小屋」の居住者と位置づけることができるのである。

以上のように，ルピンの農村では，中世以来，段階的に定住＝階層形成が進んできたわけであるが，その中で近世後期とは，バウアー層やコッセーテ層の定住がすでに完了しており，その「農場」の数が，各村落でほぼ一定に保たれていたのに対し，ビュドナー層やアインリーガー層の定住がまさに進行しつつあり，その「小屋」の数が急増した時期であったということができる。(15)

近世後期における以上のような入植・定住の進展は，当然，人口増加につながった。ルピン 2 所

（15） 以上の定住＝階層形成に関する考察は，特段の脚注がない限り，飯田恭「18 世紀ブランデンブルク農村における家族・親族・階層－ルピン郡の事例を中心として－」『土地制度史学』第 176 号，2002 年，1–19 頁，に基づく。

領の人口を網羅的に把握できるのは，1766 年と 1798 年についてだが，この 30 年余りの間に当地の人口は 5,681 人から 7,033 人に増加した。[16] アムト・アルト－ルピンに 1764 年以前から帰属した 16 カ村については，1722 年と 1798 年の人口を比較できるが，そこではこの 76 年間に 2,213 人から 4,487 人に人口が増えている。[17] またこの期間には，アムト内に 8 つのコロニーと 2 つのビュドナー集落とが新設され，領邦外出身者が多数入植している。1722 年以前の人口推移については不明であるが，この時期にも人口が相当に増加したことは想像に難くない。何故なら，上述の通り，17 世紀後半には三十年戦争によって発生した多数の荒蕪地が次第に復旧して行き（表 1），また 17 世紀末には領主直営農場跡と廃村跡に 6 つの村落が新設されたからである。

3.　農民経営の動向：農場の保有条件・自然条件による格差

クナップが近世東エルベ農民の状態に関する古典的な素描を行ったとき，彼は，同時代の官僚などの報告をもとに，農民たちが一般に「その日ぐらし」をしており，「売るものは何も残らない」状態にあること，「どうしたら封建負担を納めながら同時に生きていけるのか分からない」状態にあること，そしてその状態が「永久に続いている」ことを強調した。[18]

こうした理解を相対化する論調は，東ドイツの経済史研究の中で，すでに 1960 年代に現れ始めている。すなわちベルトルトやミュラーが農業生産力の研究を通じて，農業の進歩への農民の関与をむしろ積極的に評価する研究を発表したのである。[19] そして 1980 年代になると，18 世紀後半の穀物価格の上昇に東エルベ農民が首尾よく対応し，収入を著しく増加させていったことが明らかにされ，[20] またその結果として，農民の財産蓄積が顕著に進んだことが，とりわけ冒頭に挙げた 3 研究，す

（16） Friedrich Wilhelm August Bratring, *Die Grafschaft Ruppin in historischer, statistischer und geographischer Hinsicht.* Berlin 1799.

（17） Brandenburgisches Landeshauptarchiv (BLHA), Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 278.

（18） Knapp, *Bauernbefreiung*, Bd. 1, S. 74–77.

（19） Rudolf Berthold, “Einige Bemerkungen über den Entwicklungsstand des bäuerlichen Ackerbaus vor den Agrarreformen des 19. Jahrhunderts”, in: *Beiträge zur deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte des 18. bis 19. Jahrhunderts* (Deutsche Akademie der Wissenschaften zu Berlin, Schriften des Instituts für Geschichte, Reihe I: Allgemeine und deutsche Geschichte Bd. 10), Berlin 1962; Hans-Heinrich Müller, *Märkische Landwirtschaft vor den Agrarreformen von 1807. Entwicklungstendenzen des Ackerbaues in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts* (Veröffentlichungen des Bezirksheimatmuseums Potsdam Heft 13), Potsdam 1967.

（20） Hartmut Harnisch, *Kapitalistische Agrarreform und industrielle Revolution. Agrarhistorische Untersuchungen über das ostelbische Preußen zwischen Spätfeudalismus und bürgerlich-demokratischer Revolution von 1848/49 unter besonderer Berücksichtigung der Provinz Brandenburg* (Veröffentlichungen des Staatsarchivs Potsdam, Bd. 19), Weimar 1984, S. 27–58; Hartmut Harnisch, “Peasants and Markets: The Background to the Agrarian Reforms in Feudal Prussia East of the Elbe, 1760–1807”, in: R. J. Evans / W. R. Lee (ed.),

なわちボイツェンブルク領をはじめとするウッカーマルクや村落ノイホラントの事例研究を通じて明らかにされたのである。

しかし，そうした顕著な財産形成の事例はブランデンブルク農民の比較的狭い範囲にしか当てはまらないという命題が，間もなくハーゲンのシュタフェノウ領（プリークニッツ）の事例研究の中で提起された[21]。また，クナップが提示した貧困に喘ぐ農民の存在も，それが当時の官僚の報告書に基づいている以上，排除することはできない。そして実際，ルピン 2 所領の農民の経済状況はまさしく多様であった。すなわちここでは，1648〜1806 年の間に，全般的な農民経営の改善が見られたものの，その速度や程度は村落によって著しく異なっていたのである。

近世後期における農民経営の改善は，次の 2 つの枠組み条件の変化と密接に関係していた。その 1 つは，この時代が三十年戦争による荒廃で始まり，18 世紀後半の農業好況で終わったということである[22]。三十年戦争による荒廃は深刻で，ルピンでも荒廃の克服（原状回復）に半世紀以上も費やした[23]。逆に 18 世紀最後の 3 分の 1 においては，マルク・ブランデンブルク一帯で穀物価格が概ね 2 倍に急騰し，それが農民経営を一気に向上させることとなったのだ。この穀物価格の上昇の要因は，①産業革命にともなうイギリスでの都市人口の急増と穀物輸入の増大（国際的契機），②ベルリンにおける人口急増と近郊農村に対する穀物需要の増大（国内的契機），そして③農地をもたぬがゆえに農産物の消費者である小屋住み人口の増大（局地的契機），に求められる[24]。

第 2 に，近世後期のブランデンブルクの農民経営は，領邦国家の人口増殖政策や農業政策の影響を受けた。国家は特に御料地において，農民をラッシーテン Lassiten や定期小作人 Zeitpächter（土地・建物・農具に対して用益権しか持たない者）から世襲農民（土地・建物・農具に対する下級所有権を有する者）に転換しようと努めたが，その第一の目的は財政負担の軽減にあった。なぜなら国家は，ラッシーテンや定期小作人に対しては土地，建物及び一部の農具を無償で貸与し，建物の建築・修

The German Peasantry, Conflict and Community in Rural Society from the Eighteenth to the Twentieth Centuries, London/Sydney, 1986, 37–70; Lieselott Enders, “ Produktivkraftentwicklung und Marktverhalten. Die Agrarproduzenten der Uckermark im 18. Jh.”, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* 1990/3.

（21） William W. Hagen, “Der bäuerliche Lebensstandard unter brandenburgischer Gutsherrschaft im 18. Jahrhundert. Die Dörfer der Herrschaft Stavenow in vergleichender Sicht”, in: J. Peters (Hg.), *Gutsherrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneuzeitlicher Agrargesellschaften* (Beiheft der Historischen Zeitschrift 18), München 1995.

（22） Werner Troßbach, *Bauern 1648–1806* (Enzyklopädie Deutscher Geschichte, Bd. 19), München 1993, S. 1–6.

（23） Johannes Schultze, *Die Herrschaft Ruppin und ihre Bevölkerung nach dem 30jährigen Kriege* (Veröffentlichungen des Historischen Vereins der Grafschaft Ruppin 1), Neuruppin 1925.

（24） Harnisch, *Kapitalistische Agrarreform*, S. 43–45.

繕用木材をそのつど必要に応じて無償で支給しなくてはならなかったが，他方，世襲農民に対しては土地・建物・農具に対する世襲買受金の支払い，ならびに建築・修繕用木材の費用の自己負担を要求できたからである。またさらに世襲農民は，ラッシーテンに認められていた減免要求権（特に建築時の地代免除）を少なくとも部分的に放棄しなくてはならなかった。

このように土地保有権の改善は御料地の農民に新たな経済的負担を強いたため，国家は彼らの封建的諸負担の軽減に尽力することとなる。そしてこの農民の負担軽減のための努力は，国家の人口増殖政策と不可分の関係に立っていた。国家当局はまず，御料地の直営農場を廃棄して農民の賦役を廃止するとともに，そこへの農民の入植を可能にした。さらに当局は，ビュドナーやアインリーガーらの御料地への入植を促進し，この新しい定住者たちに旧来の農民の賦役負担を部分的に肩代わりさせようともしたのである。

御料地アムト・アルト－ルピンでは，17 世紀末に 4 つの直営農場（クロスターハイデ，リューダースドルフ，シュルツェンドルフ，シュトールベック）が解体され，その跡地に入植農民村落が建設されたため，多くの農民がそこでの賦役負担から解放された。その後，アムトの直営農場は 2 つ（都市アルト－ルピン及び村落ダーバーゴッツに立地）を残すのみとなり，そこで，全 26 のアムト村落のうち 4 村落（ダーバーゴッツ，モルヒョウ，ニートヴェルダー，ヴーテノウ）の農民が最高で週 3 日の賦役を負担するのみとなった。そしてその負担も，増加する小屋住み層（ビュドナー・アインリーガー）が直営農場の労働力として用いられたことなどにより，次第に軽減されていった。

こうした負担軽減の過程の中で，1764 年，軍事＝御料地顧問官ポェーリングはアムト・アルト－ルピン内の農民（バウアー・コッセーテ）に対し世襲権付与提案を行う。つまり彼は，農民の世襲買受金支払いを免除し，建築・修繕用木材の費用の 3 分の 1 の自己負担と世襲地代の支払いのみを農民に義務付けるという条件で，農場を「世襲所有地として erb- und eigentümlich 贈与する」と提案したのである。すると 1777 年までに，アルト－フリーザック，ダリッツ，ヘルツベルク，ケラー，クロスターハイデ，ケニヒシュテット，クランゲン，リヒテンベルク，リューダースドルフ，マンカー，ロェネベック，シェーンベルク，ゼーベック，シュトールベック，シュトゥルーベンゼー・ヴァルヒョウの 16 村落の全農民が次々とこの条件を受け入れ，世襲権を手にした。一方，残る 10 村落のうち，アムトに対して賦役義務を負う 4 村落ダーバーゴッツ，モルヒョウ，ニートヴェルダー，ヴーテノウの農民はポェーリングの世襲権付与提案の対象からそもそも除外され，他の 6 村落ベヒリン，ケルツリン，クラーツ，シュルツェンドルフ，フィーリッツ，ヴィルトベルクの農民はその提案に応じなかった。この 10 村落の農民は，少数の例外を除き，19 世紀の農民解放までラッシーテンにとどまった。(25)

（25） Takashi Iida, “Konflikte um ‘Egalisierung’ in der dörflichen Gesellschaft Ostelbiens im 18. Jahrhundert: Am Fallbeispiel des preußischen Domänenamtes Alt-Ruppin in Brandenburg”, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* 1996/2, S. 177–180. 国家の政策については，Hartmut

一方，騎士領では一般に，以上のような農業・人口政策が御料地のように体系的に講ぜられることはなく，騎士領ヴストラウもその例外ではなかった。ここでは，アムトに見られたような賦役廃止の動きはなく，村落ヴストラウの農民は，領主直営農場に対して，18 世紀末においてなお週 3〜6 日にも及ぶ賦役を負担していた。また彼らは土地保有権の上でも，一貫してラッシーテンにとどまり続けている。(26)

以上のように，ルピン 2 所領では，集落によって農場の保有条件に大きな差異が生じてきた。そしてこれに元来の自然条件の差異が加わり，農民の経営状況の格差はさらに増幅された。

一貫して重い賦役負担を義務付けられたヴストラウの農民は，特に保有地の自然条件に恵まれていたわけでもなかった。そのため，三十年戦争で荒廃した農場の引受け手は少なく，引受け手が見つかっても直に逃亡が起こるなどした。すべての農場が安定的に保有されるようになったのは，ようやく 18 世紀初頭のことである。遺産目録に記載されたヴストラウ農民の財産総額―ラッシーテンであるため，不動産を含まず，自己所有の家畜，農機具，家財道具，現金から成っていた―は，1770 年代に至るまで，せいぜい 200〜300 ターラーで，半数近くが 100 ターラー以下にとどまった。100 ターラー以下の財産というのは，土地なしの日雇い労働者の財産と同程度のものである。ようやく 1780 年代末頃から，ヴストラウ農民の財産総額は 200〜780 ターラーの範囲に分布するようになり，家畜だけで 100〜300 ターラーに及ぶようになる。この時期には，概ね 100 ターラー以下とはいえ現金財産も現れ始め，また小屋も遺産目録の中に登場している。以上のような財産状態の著しい改善は，明らかに穀物価格の上昇と連動していた。

一方，御料地アムトの中でとりわけ富裕であったマンカーの農民は，17 世紀末に早くも賦役から解放された。また彼らは，1390 年に祖先が貴族ハッソー・フォン・ブレドウから買い取った広大な採草地を利用して，18 世紀には市場向けに大規模な雄牛の肥育を営み，さらに肥沃な耕地で大量の大麦を生産してベルリンのビール醸造業者などに販売した。こうした好条件を享受したマンカーの農場は，三十年戦争中に大半が焼失・荒廃したものの，遅くも 1668 年までにはすべてが引受け手を得て復旧している。そして，17 世紀末にはすでに遺産総額が 400〜550 ターラーに及び，そのうち現金資産が 200〜350 ターラー程度に及ぶような農民が現れ，1764 年に世襲権＝下級所有権を取得して以来，多くの農民が数千ターラーに及ぶ資産を保有するようになった。(27) その際，こうした財

Harnisch, “Der preußische Absolutismus und die Bauern. Sozialkonservative Gesellschaftspolitik und Vorleistung zur Modernisierung”, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* 1994/2, を参照。

(26) Carl Brinckmann, *Wustrau. Wirtschafts- und Verfassungsgeschichte eines brandenburgischen Ritterguts* (Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen 155), Leipzig 1911.

(27) Takashi Iida, “Hof, Vermögen, Familie 1700–1820: Die brandenburgischen Dörfer Manker und Wustrau (Kreis Ruppin) im Vergleich”, in: *Jahrbuch für brandenburgische Landesgeschichte*, Bd. 49, 1998, S. 146–148.

産の増加は，マンカー農民がラッシーテンから世襲農民になることで不動産がその所有物と見なされるようになるという法的・形式的変化だけに起因したわけではなかった。財産は実質的にも増加していた。例えば，マンカーの居酒屋付の 2 フーフェ農場では，1745 年から 1806 年の間に畜舎が次々と追加的に建設されたため，相続の際の農場の評価額が 1,000 ターラーから 2,000 ターラーに引き上げられている。[28]

以上のような農民経営の著しい格差を生み出す要因として，とりわけ「賦役負担」の有無が重要な意味をもった。アムトの史料からは，領主の直営農場での賦役を義務付けられている農家は，本来その分余計に労働力や役畜が必要であるにも拘らず，賦役を行う必要のない農家と比べた場合，実際には同程度かむしろより少ない労働力や役畜しか保有し得ていなかった，という事実が判明する。[29] つまり，賦役を行う農家は，限られた労働力・役畜を領主農場での賦役にも使用するため自家経営が粗放的になり，その結果収益は伸びず，従って奉公人・家畜の増強が不可能になる，という悪循環に陥ったのである。そうして実際 19 世紀初頭になっても，賦役を行う 4 つのアムト村落の農民は総じて財産状況が良くなかった。

一方，賦役を行う必要のない農家は，労働力と役畜を自家経営のみに使用できたため，穀作農業を集約化しつつ，奉公人・家畜を収益の多い部門（肥育業，甜菜・タバコ栽培）に振り向けることができ，またその高収益をもって，豊富な労働力と家畜を確保することができた。そして最も富裕な部類の村落では，農家が奉公人を大量に雇用し得たため，農民家長自らは監督・指揮・商談機能に特化し，労働から自由な生活を送る場合もあった。[30]

4. 領主の農民人事：領主の「援助」と農民の「自立」

東エルベの農民経営をとりまく社会関係のうち，領主支配については多くの研究が蓄積されてきた。クナップは，上述の古典的作品の中で，領主＝農民関係をひとつの悪循環として把握している。すなわち，領主の搾取が過酷なため，農民の負担能力が低下し，結局のところ領主が農民に対して地代を減免したり援助を与えたりしなければならなくなる，という悪循環である。クナップは当時の記録を引用する。東エルベの中で農民の境遇が比較的良好であったマルク・ブランデンブルクにおいてさえ，農民は「グーツヘル及び国家に対する負担を首尾よく完了できたときには幸福であっ

（28） BLHA, Pr. Br. Rep. 6E, Amtsgericht Neuruppin, Grund- und Hypothekenakten Manker, Bd. 1, Bd. 14, fol. 42f.

（29） ちなみに，賦役を課されていない村落の方が，賦役義務をもつ村落よりも世帯人数が多いという関連は，ノイホラントとその周辺の村落についても実証されている。Peters/ Harnisch/ Enders, *Märkische Bauerntagebücher,* S.284–185, を参照。

（30） BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin Nr. 115, Nr. 201, Nr. 255; BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16366, D. 16367, D. 16368.

た。農場からはよくて農民がやっと生きて行けるだけの収穫しか得られない。次の年に備えて少しでも蓄えておくことは彼らにはできない。ほんのちょっとした不幸，不作や凶作，一頭の家畜の喪失ないしより大規模な家畜の死，火災，雹の害などが起こると，農民の貢租の減免が認められねばならない。それもグーツヘルだけでなく国家からも。国家は軍税を，グーツヘルは貢租や賦役をあきらめなければならない[31]」。コッセーテの状態は一層悲惨であり，「彼らはクリスマスにはすでに穀物を食べ尽くしており，パン屋のパンに頼らねばならないか，あるいは領主が彼らに穀物はおろかなんと塩さえも与えねばならな」かった[32]。

またクナップは，とりわけ農場に対する下級所有権を欠くラッシーテンや定期小作人の場合，領主の援助を期待する傾向が強かったことを，次のような報告を根拠としながら強調している。「マルク・ブランデンブルクにおいても，領主がラッシーテンである農民の建物をよい状態に保たねばならない。ときおり［・・・］領主が建築資材－石・材木・石灰・粘土・砂－の運搬をも行わせ，臣民がそれを傍らから眺めているということさえある。［・・・］従って家屋や畜舎を農民は借家人のごとく見る。農民は用心して屋根の穴を塞いだり板で扉を繕ったりしないように注意する。というのはそこからひとつの責任が生じ得るからだ。あらゆる修繕を農民は領主に申請する。［・・・］農民は家の敷居・穀倉・畜舎を泥や汚物で汚れたままにしておく。どれだけはやくそれらが朽ち果てようとも彼らにとってはどうでもよいのだ。夜毎，農民やその奉公人は家畜に飼料を与えるために裸の灯を持って畜舎に行き，また平気でタバコをふかす。もし火事が起こったとして，彼らにとってそれが一体どうしたというのだ？[33]」 農民の境遇が「相対的に劣悪な地方」において，このような傾向はさらに顕著であり，「隷農の陰険さ，なげやりな性格，彼らが絶えず農機具を破損すること，彼らの怠惰について絶えず苦情が聞かれる。［・・・］（彼らは）家屋やまたしばしば家畜を所有せず，それらを借受けているに過ぎない場合，何とも信じられないほどそれらをなげやりに扱う。余りにも怠け者で，燃料として割り当てられた木を森からとってくるのが面倒なので，彼らは屋根からたるきを削り取ってきて竈にくべる。［・・・］『なぜなら屋根が壊れれば領主がそれを繕わねばならないからだ。』馬も少ししか飼料を与えられず信じられないほどひどくコキ使われている。なぜならそれは領主のものだからだ[34]」。

こうしたクナップの把握に対する反論はまず，ミュラーの研究によって提起された[35]。 彼は，賦役

（31） Knapp, *Bauernbefreiung*, Bd. 1, S. 72.
（32） Knapp, *Bauernbefreiung*, Bd. 1, S. 74.
（33） Knapp, *Bauernbefreiung*, Bd. 1, S. 71–72.
（34） Knapp, *Bauernbefreiung*, Bd. 1, S. 76.
（35） Hans-Heinrich Müller, “Domänen und Domänenpächter in Brandenburg-Preußen im 18. Jahrhundert”, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1965/4; Hans-Heinrich Müller, *Märkische Landwirtschaft.*

の制限や世襲権の導入に積極的な「理解ある」御料地官吏の存在を実証しつつ，負担の軽減の結果，農民が，農場の買取や建築・修繕用木材の自己負担などの条件を受け入れ世襲権（下級所有権）を獲得する，というクナップとは逆の循環を示したのである。実際アムト・アルト-ルピンでも，上述の通り，賦役を負担しないアムト村落のうち 16 カ村が，これまで領主から無償で供与されてきた建築・修繕用木材の 3 分の 1 を自己負担するという条件を受け入れ，世襲権を獲得している。

もっとも，世襲農民ばかりでなく，ラッシーテンや定期小作農にも，一定の「自立」が求められていた。ラッシーテンや定期小作農に対する領主の「通常援助」は，建築・修繕用木材に限られていたのであり，農場付属の生産手段（家畜・種籾・農機具）については，それが領主の所有である場合でも，利用者である農民の側に，自らの費用での補塡・原状回復義務があった。そして領主は最終的に，ある農民が「土地，あるいはその付属物をだらしない経営によって荒廃させ，また破損した場合」，その「無能な」農民を強制立退に処す権利を有し，また，農場を自力で維持するだけの「財産と能力」を持たない人物に，農場の取得（相続や買取）を拒否する権限を有していたのである。[36] 実は，こうした領主の農民人事に関する研究は未だほとんど進んでおらず，上述のハルニッシュのボイツェンブルク領研究以外には，クリスチャンセンのデンマークに関する研究が先駆的にその問題を扱っているのみである。[37] ここでは，ルピンにおける農民の強制立退の事例を検討し，領主の農民に対する経営的「自立」の要求が，どの程度貫徹したのかを明らかにしたい。

アムト・アルト-ルピンに関しては農民の強制立退に関する詳細な史料が幾つか残されている。それらの史料から，御料地当局が，各農場に付属すべき所定の農具（家畜・種籾）や建物に何らかの理由で欠損が生じた場合，それを自己の責任＝負担で直ちに補塡し，経営を維持することを農民に義務付けていたこと，そしてその補塡能力を欠き，当局の「非常援助」を得なければ農場を復旧できない「無能な」農民を，当局が強制立退に処していたことが分かる。但しラッシーテン地に対しては，上述の通り，当局に建築・修繕用木材の費用を負担する義務（「通常援助」の義務）が存していた。

とりわけ家畜の補塡は，農耕と牧畜との結合を必須としたヨーロッパ農業[38]にとって死活問題であった。補塡を怠ると，家畜不足は直ちに施肥と畜耕とを不十分なものにし，不作と翌年の播種量の不足とを招いた。こうして累積的な経営悪化が始まるのである。アムト当局は，ある報告書の中で，家畜の数と状態はいわば「農民の魂 Seele eines Landwirts」であると記している。それほど，所定

---

(36) 飯田恭「『無能な』農民の強制立退 －近世ブランデンブルクにおける封建領主制の一側面－」『経済学論集（東京大学）』第 64 巻第 2 号，1998，37–38 頁。

(37) Palle Ove Christiansen, “Die vertrackte Hofübernahme. Zur gutsherrlichen Rekrutierung von Bauern in der ländlichen Gesellschaft des östlichen Dänemark im 18. Jahrhundert”, in: *Historische Anthropologie 3*, 1995.

(38) 飯田恭「『農場』と『小屋』－近世後期マルク・ブランデンブルクにおける土地希少化と農村発展－」大島真理夫編『土地希少化と勤勉革命の比較史』ミネルヴァ書房（近刊）。

の家畜が揃っていることは，農民経営の維持にとって重要な条件だったのである。

強制立退処分の決定に際し，当局は経営悪化の原因も調査している。つまり当該農民に経営悪化の責任があるのか，あるいはそれが単なる「不幸」から発生したのかが問題とされたのである。比較的裕福な村落ケルツリンでは，1773 年に，ラッシーテンとしてバウアー農場を保有していたフリードリヒ・コールメッツが，御料地当局により，農場からの立退を命ぜられた。家畜や種籾が不足しているのにそれを補塡できず経営難に陥り，地代を滞納してしまったからである。もとよりこの年は大凶作の年で，農民たちは一般に困難な状況にあった。とはいえ，当局の調査で，コールメッツには特別の飲酒癖があったことが明るみに出る。つまり，この富裕な村の他の農民が十分な蓄えを持っていたために凶作を乗り越えられたのに対し，コールメッツは蓄えをすべて酒代につぎ込んでしまっていたために凶作に耐えられず没落してしまった，ということが判明したのである。そのため，コールメッツは直ちに農場の保有権を剥奪され，その農場に付属する小屋に住むアインリーガーに転落した。

しかし，仮に農民に経営悪化の責任を帰することが困難な場合であっても，当局はしばしば立退処分を断行している。例えば，シェーンベルクの世襲コッセーテ，ヨアヒム・ジーリングの事例がそれである。ジーリングの農場では，家畜や種籾が不足したほかに，家屋・畜舎・納屋が老朽化していたので，1784 年の 4 月，彼は国王に宛てて建物の改築費用の援助を請願する書状を提出した。その際ジーリングは，母親の手が不自由なこと，7 人の子供のうち 1 人は手と腕に，もう 1 人は足に障害があること，そしてジーリング自身が長らく病気であったこと，去る冬に 2 頭の馬が死んだことを書き連ね，窮状を訴えたのである。これを受けて御料地当局は早速調査に乗り出したが，シェーンベルクの村長デューリングを召喚してジーリングの状況につき尋問したところ，この村長はジーリングの没落について，「その責任の多くを彼自身に帰することはできない」と供述した。つまり村長は，ジーリングが訴えた家族の不幸などがすべて真実であるとした上で，彼が父親から農場を継承した時点ですでに債務が存在したこと，彼が持参財の少ない「貧しい娘」としか結婚できなかったことが没落の主たる原因であること，などを証言したのである。また当局は，ジーリングが農場を相続してから「19 年来，今の今まで地代をきちんと納めてきただけでなく，常にしかるべく振る舞い，いまだかつて国王陛下の援助を受けたことがない」点を確認していた。こうしてジーリングが没落したのは，彼が怠惰だったからではなく，むしろ不幸が重なったからだということが明らかになった。それにも拘らず，御料地当局は，結局 1785 年 3 月，ジーリングに，コッセーテ農場からの立退きを求め，彼は家族もろともその農場に付属する小屋に移り住んだ。つまり，家畜・種籾・建物などといった農場付属の生産手段を自力で維持できない限り，たとえその理由が凶作や家畜の死などの自然災害や，病人・障害者・老人による家計の圧迫などといった「不幸」にあったとしても，領主から「非常援助」を受け，農場にとどまることのできる保障はなかったのである。これらの事実は，グーツヘルの農民に対する家父長的温情を強調するリュトゲらの制度史的な研究を批判

しつつ，むしろその限界を強調する近年の実証研究[39]に合致する。

もっとも，強制立退が実現するためには「有能な」後任の存在が必須であった。一般に賦役負担を課された条件の悪い農場などにおいては，後任が見つからないという事態がしばしば生じたが，そうした人材不足は，三十年戦争後の人口過少期などにおいては特に深刻であった。そしてこのような場合，領主は援助・減免を認めてでも現存の「無能な」農民を土地に据え置き，またその子孫にも土地の耕作を義務付けざるを得なかった。

しかし，賦役負担から解放された好条件の農場などでは，「有能な」後任の確保は比較的容易であり，農家の非相続人などが農場取得の機会を目指して競合する中で，領主は農場復旧費用を最も多く負担できる者を選定した。こうした傾向は，人口増加により農場の希少性がますます高まり，また農業好況で農場への潜在的需要が強まった 18 世紀後半にはより一般化し，その中で，領主は農民に対する経営自立の要求を次第に高めていくこととなる。アムト・アルト-ルピンにおいて，御料地当局が強制立退処分の可能性をちらつかせつつ各村落のラッシーテンに世襲権の獲得を強要していったことは，その最たる例である。すでに見たように，世襲権の獲得は農民により一層の経済的負担を強いた。つまりラッシーテンが領主から建築・修繕用木材を無償で支給されたのに対し，世襲農はその費用の一部を自己負担しなくてはならなかったのである。そして 1764 年，御料地当局がアムトの諸村落に対して世襲権付与の提案をしたとき，一つの村落がこの提案を受け入れるグループと拒否するグループとに分裂した場合であっても，後者は強制立退処分への「恐れ」から，やむを得ず前者と同様，当局からの木材援助を放棄したという。つまり，希少な農場を狙う「有能な」後任が比較的豊富に存在する中で，隣人と同等の経営維持能力を示さねば立退きを命ぜられるという一種の緊張関係が，農民を一層の経営自立に駆り立てたのである。

経営的により自立した「有能な」人材をリクルートしようとする領主の農民人事は，何よりもまず農民に対する領主の経済的援助を極小化することを目的としていたが，実は，そこには領主の社会政策的意図も作用していた。例えば，領主は，立退きを命ぜられた家族の将来の生活にも配慮していたのであり，立退き家族が，それまで自らが保有した農場の中に小屋を獲得したり，また自活不可能となった場合にその農場（従って後任の農民）から「隠居分」を受け取ったりすることを積極的に認めた[40]。また，後述するように，農場保有者には，共同体内の小屋住み層に対する「救貧」という公共的任務を果すことが期待されてもいた。「有能な」農民とは，他者の援助をも担いうるような農民のことであったのである。

（39） Klaus Spies, *Gutsherr und Untertan in der Mittelmark Brandenburg zu Beginn der Bauernbefreiung* (Abhandlungen zur rechtswissenschaftlichen Grundlageforschung, Müchner Universitätsschriften, Juristische Fakultät 2), Berlin 1792.

（40） 以上の強制立退に関する考察は，特段の脚注のない限り，飯田「『無能な』農民の強制立退」38–53 頁，に基づく。

5. 農家における財産配分：「夫婦関係」と「血縁関係」

次に，農民経営に影響を与える第二の社会関係として，農民の家族・親族関係を取り上げてみたい。このテーマについては，西エルベ農村に関する「ミクロの社会史」が高い水準の研究を蓄積してきたが[41]，東エルベ農村史の分野では研究が非常に遅れている。本稿では特に，農場不分割の原則の下での農家の財産配分について考察する。その際，残された史料からは，農民の「夫婦関係」と「血縁関係」との間に発生した利害の緊張が[42]一つの重要な論点として浮かび上がってくる。

5.1 農場相続人の選定：「世襲」と「再婚」

農家の財産配分において決定的に重要だったのは，分割を許されていない農場を誰が相続するかという問題であった。農場の相続が法的に認められていたのは，下級所有権を持つ世襲農民だけであったが，少なくともブランデンブルクでは，ラッシーテンや定期小作農にも事実上の相続が広く認められていた[43]。

ルピンの農村において，農場の相続人の選定は，農場保有者が子供の中から候補者を指名し，最終的に領主の同意を得るという形で行われた。その際，親は一方で，領主の求める基準に従い，「財産と能力」のある者を選定するよう努めた。すなわち相続人には，農場経営を維持するために十分な勤勉さ，十分な経験，そして十分な資本（すなわち十分な持参財を農場にもたらすパートナーとの結婚）が求められたのである。またこの最後の条件のために，バウアーやコッセーテの配偶者はその大半が同じ階層からリクルートされた[44]。他方で親は，相続人選定に際して独自の利害関心も有しており，長年他所に出ずに親元において無償で奉公した子供や，親の望む相手と結婚する子供など，自らに対して従順な子供を相続人として優遇した。つまり親は従順な子供に農場を相続させることで，隠居後の不和を回避することに利益を見出したのである。こうした中，農家の子供たちには，他所に出る自由やパートナー選択の自由を犠牲にして農場を相続するか，農場の相続を断念してそうし

---

(41) 模範的なものとして，David Warren Sabean, *Property, production, and family in Neckarhausen, 1700–1870* (Cambridge studies in social and cultural anthropology 73), Cambridge 1990; David Warren Sabean, *Kinship in Neckarhausen*, 1700–1870, Cambridge 1998; Jürgen Schlumbohm, *Lebensläufe, Familien, Höfe. Die Bauern und Heuerleute des Osnabrückischen Kirchspiels Belm in proto-industrieller Zeit 1650–1860* (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte 110), Göttingen 1994.

(42) Werner Troßbach, “Das ‘ganze Haus’ – Basiskategorie für das Verständnis der ländlichen Gesellschaft deutscher Territorien in der Frühen Neuzeit?”, in: *Blätter für deutsche Landesgeschichte 129*, 1993, S. 310.

(43) Kaak, “ Brandenburgische Bauern”, S. 138–40.

(44) Iida, “ Hof, Vermögen, Familie”, S. 155–174.

た自由を享受するか，の選択が迫られることになった。[45]

ところで，グーツヘルが農民に対して，世襲権を持つか否かに拘らず，広く農場の相続を認めていたことはすでに述べたが，それは「家系（血統）の中に農場をとどめる」ことを重視したからでは必ずしもない。領主の関心は，あくまで農場が良好な状態に維持されることにあった。フリードリヒ II 世がラッシーテンや定期小作農に世襲権を付与しようと努めたのは，農民に，農場を「良い状態で」子孫に継承していく動機を与えようとしたからであり，[46] また，領主がラッシーテンや定期小作農にも事実上の世襲を認めたのは，当該農家の子孫がその農場に関する知識と経験を最も豊富に持っていたため，世襲が農場経営にプラスに作用するからであった。[47] また「家系（血統）の中に農場をとどめる」ことに対して領主が基本的に無関心であったことは，領主が農場保有者夫婦の迅速かつ頻繁な再婚を許可し，その結果，非血縁者への農場の移動が頻繁に起きたことからも分かる。

農場相続人は，上述の通り十分な経験を要求されたために，比較的長い奉公の後，ようやく農場の相続を許され，その結果晩婚となった。マンカーとヴストラウの 2 カ村に関する家族復元分析[48]の結果によると，18 世紀頃のバウアー夫婦の平均初婚年齢は，男性でおよそ 28〜29 歳，女性でおよそ 23〜26 歳であった。[49] この「ヨーロッパ的結婚パターン」[50] に属する晩婚傾向の結果，農民家族の世代間の年齢差は大きくなり，その分，農民夫婦はしばしば子供が成人する前に配偶者と死別した。そして 50 歳ないし 40 歳までに——すなわちおよそ子供が成人する前に——配偶者と死別した農民の鰥夫ないし寡婦は，非常に頻繁かつ迅速に再婚している。再婚の理由は，ほとんど常に，独りでは農場経営を切り盛りできない，というものであった。核家族ないし隠居型直系家族を成し，成人メンバーが限られていたこの地域の農民世帯においては，息子や下男，娘や下女らの労働活動を統率するために，絶えず夫婦二人が揃っている必要があったのである。また，財産と能力とを持つ人物との再婚が，農場に追加的資本をもたらし，その意味で経営にプラスに作用したことはいうまでもない。[51] 再婚相手はふつう農場の非相続人からリクルートされたが，彼らにとって，農家の寡婦や鰥夫との結婚は，不分割ゆえに希少な農場を取得し，農民身分にとどまるための絶好の機会であった。

以上のような農民夫婦の頻繁な再婚の結果，農場はしばしば元来の農場保有者の血筋の手を離れ

（45） 飯田「家族・親族・階層」，9–12, 16 頁。

（46） Günther Franz (Hg.), *Quellen zur Geschichte des deutschen Bauernstandes in der Neuzeit* (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte der Neuzeit, Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe Bd. XI), München/Wien 1963, S. 271–272.

（47） Harnisch, “Bäuerliche Ökonomie und Mentalität”, S. 94.

（48） 詳細については，Iida, “Hof, Vermögen, Familie”, S. 144.

（49） Iida, “Hof, Vermögen, Familie”, S. 172.

（50） John Hajnal, “European marriage patterns in perspective”, in: D. V. Glass/D. E. C. Eversley (eds), *Population in history*, London 1965.

（51） Iida, “Hof, Vermögen, Familie”, S. 173–174.

ていくこととなる。とりわけ親から農場を継いだ者が死亡し，その配偶者が再婚した後，この新しい夫婦の実子が農場を継承すると，農場は新たな血筋の手に移っていくこととなった。すなわち農場の継承は，血縁関係に沿った縦の継承と，夫婦関係に沿った横の継承とが交錯する中で，複雑かつダイナミックに展開していったのである。(52)

もっとも親の跡を継いだ農場相続人が死亡した場合，その配偶者やさらにはその再婚相手に農場保有権が移転することに対し，死亡した農場相続人の血縁者（主に兄弟姉妹）が異議を唱え，自らの保有権を主張する事件がしばしば発生した。そしてその際注目すべきは，領主が，そうした紛争を，決して血縁関係にとらわれることなく，むしろ農場の利益を重視しつつ処理したことである。そのことをよく示すのが，マンカーの一農場をめぐる次の相続紛争である。この農場は，1719 年にクリストフ・ピッケルトによって相続されるが，5 年後の 1724 年，彼は子供をもうけぬままに妻を遺して死亡する。すると，クリストフの兄弟姉妹 5 名が子供のない寡婦による農場相続に反対し，クリストフの未婚の末妹レギーナによる農場相続を申請したのである。この申請を受けてアムトは調査に乗り出すが，アムトは，まずクリストフの寡婦の農場に対する貢献を高く評価する。「寡婦は単に働き者であるばかりでなく，〔大きな負債をかかえており，長らく（クリストフの）母親が厄介になっていた〕農場を自らの持参財をもって相当に助け起こした」。一方，アムトは，クリストフの兄弟姉妹の経営能力には懐疑的であった。まず末妹レギーナの花婿候補が金持ちであるという彼らの申告を「疑わしい」とした上で，「ピッケルトの兄弟は今の今までアムトとまたとりわけ〔近隣都市〕ノイルピンの市民たちに対して債務をかかえており，この農場がピッケルトの兄弟姉妹によって牛耳られ負担をかけられ続けるならば，それはついに荒廃してしまうであろう」と報告したのである。そして結局，このアムトの報告をもとに，上級官庁はクリストフの寡婦の農場保有を保護した。すなわち御料地当局は，農場相続人の死後，その兄弟姉妹（血縁者）と配偶者（婚入者）との間に農場保有をめぐる紛争が発生した場合には，血筋に拘ることなく，もっぱら財産・能力主義的な観点に

（52） 同様の傾向を示す先行研究として，Jürgen Schlumbohm, “The land-family bond in peasant practice and in middle-class ideology: Evidence from the North-West German parish of Belm, 1650–1850”, in: *Central European History* 27, 1994; Susanne Rouette, “Erbrecht und Besitzweitergabe: Praktiken in der ländlichen Gesellschaft Deutschlands, Diskurse in Politik und Wissenschaft”, in: R. Prass/ J. Schlumbohm/ G. Béaur/ Ch. Duhamelle (Hg.): *Ländliche Gesellschaften in Deutschland und Frankreich im 18. und 19. Jahrhundert* (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte 187), Göttingen 2003, を参照。一方，男系主義の強まりを強調する研究として，Michaela Hohkamp, “Wer will erben? Überlegungen zur Erbpraxis in geschlechtsspezifischer Perspektive in der Herrschaft Triberg von 1654–1806”, in: J. Peters (Hg.), *Gutsherrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneuzeitlicher Agrargesellschaften* (Beiheft der Historischen Zeitschrift 18), München 1995.

立ち，「無能な」血縁者よりは「有能な」婚入者を優遇したのである。[53]

5.2　農場の相続人と非相続人：血縁親族間協力の可能性と限界

以上のように，農場の継承は複雑な過程を辿ったが，農場が分割されぬ以上，農家の兄弟姉妹が絶えず農場の相続人と非相続人とへの分裂を繰り返したことに変わりはない。その際，両者の間には，農家の財産配分をめぐって構造的な利害対立が存在していた。何故なら農場の相続人は，他所に出て行く非相続人に対して遺産を分与しなければならず，自らの負担を減らすためには，非相続人への分与額を低く抑える必要があったからである。他方で近年の研究は，親族関係にある相続人と非相続人との間の，財産や生存機会の配分をめぐる協力関係についても実証している。[54] 以下では，この相続人と非相続人との間で展開した血縁親族間協力の可能性と限界について，特に農場保有者夫婦の頻繁な再婚と関連させながら考察してみたい。

ルピンの事例からまず分かるのは，非相続人への財産分与額が村落によって著しく異なっていたということである。例えば，上述のように財産が少なく，また一貫してラッシーテンにとどまった（不動産に対する所有権を持たなかった）ヴストラウの農家にあっては，非相続人への分与額は著しく低かった。18 世紀末に財産が増加するまでの間，非相続人たちは，他所に嫁入り・婿入りするに際し直ちには持参財を受け取れず，親が死亡した後になってようやく僅かな遺産を受け取るのみであり，少なくとも条件の良い他農場への婚入は困難であった。

一方，富裕なマンカーの農民の場合，すでに 17 世紀末の段階で，非相続人に対し，嫁入り・婿入りと同時にかなりの持参財を支給している。そして 1764 年にマンカー農民が農場に対する所有権を得てからは，非相続人の受け取る遺産分与額は大幅に増加した。こうした中で，農家の非相続人は条件の良い他農場への婚入のチャンスを拡大していった。そのことは，マンカーや他の少数の富裕な村落の農家が，きわめて封鎖的な通婚圏を形成していわば「族内婚」を営み，非相続人層の婚入のチャンスを相互に独占し，保障し合ったことからもうかがえる。またそのチャンスは，農家の寡婦・鰥夫の頻繁な再婚によって拡大した。そうしてこの「族内婚」の中では，キリスト教会によって禁ぜられていた近親婚（いとこ婚，レヴィレート婚，ソロレート婚）も頻繁に見られることとなった。[55]

（53） Takashi Iida, “Wiederheiraten und Verwandtschaftsnetze auf dem unteilbaren Hof: Bauern, Büdner und Einlieger des brandenburgischen Amtes Alt-Ruppin im 18. Jahrhundert.”, in: Ch. Duhamelle/ J. Schlumbohm (Hg.), *Eheschließungen im Europa des 18. und 19. Jahrhunderts: Muster und Strategien* (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte 197), Göttingen 2003, S. 135–138.

（54） 例えば，Jürgen Schlumbohm, “Familie, Verwandtschaft und soziale Ungleichheit: Der Wandel einer ländlichen Gesellschaft vom 17. zum 19. Jahrhundert”, in: R. Vierhaus (Hg.), *Frühe Neuzeit - Frühe Moderne? Forschungen zur Vielschichtigkeit von Übergangsprozessen* (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte 104), Göttingen 1992.

（55） Iida, “Hof, Vermögen, Familie”, S. 164–174; Iida, “Wiederheiraten und Verwandtschafts-

農家の寡婦や鰥夫の再婚によって，非相続人の農場への婚入機会が増加したとはいえ，農場が分割されずその数が限られている以上，非相続人のすべてが農場保有者にとどまることができたわけではなかった。その結果，少なからぬ非相続人が小屋住み層（ビュドナー・アインリーガー）として世帯形成をしていくこととなったのだが，その際にも，農場の相続人が非相続人の小屋取得に助力する例が見られた。

まずビュドナー小屋の事例から見ていこう。アムト直営農場や新設のコロニー・ビュドナー集落に設置されたビュドナー地が領邦外からの入植者のために確保されたため，農場の非相続人は基本的に小屋を旧来の村落の中に建設するほかなかった。しかし各村落においては，すでにバウアー及びコッセーテ農場が村域内の利用可能な土地を占有し尽くしている場合が多かったため，ビュドナー小屋の建設用地はきわめて限られていた。そのため，農場保有者はしばしば自らの農場の一画に小屋を建設し，農場の非相続人たる子供に持参財としてそれを譲渡することとなったのである。そして，このような親族間協力が一般的だったケニヒシュテットやリューダースドルフなどにおいては，1800 年の時点でのビュドナー小屋の数が 17 ないし 20 と，他村より抜きん出て多かった（表 1）。

しかしむしろ注目すべきは，この農場＝小屋間の親族ネットワークが，短期的で不安定な性格を有していたことである。農場不分割の原則が強力に作用する中，少なくとも 18 世紀末まで，農場の一画に建設された小屋は，各ビュドナー夫婦の死後直ちに農場保有者に復帰する，という慣行が支配的だった。そして農場保有者が再婚などの理由で頻繁に交代する中で，小屋が，かつての農場保有者の親族の手から引き上げられ，新しい農場保有者の親族や被傭人の手に移るということがしばしば起きたのである。こうした現象は 18 世紀のアムトにおいてかなり一般的に見られ，小さな小屋をめぐる争いはしばしば大きな訴訟事件にまで発展した。

こうした事件のうち，シュルツェンドルフのあるバウアー農場に建設された小屋をめぐって 1786 年頃に起きた係争については詳細な記録が残っている。かつてこの農場を保有したガールマッター夫妻（ハインリッヒとエリーザベト）には 2 人の子供があり，息子のクリスティアンが農場を，娘のドロテア・エリーザベトが農場の一画に建設された小屋を継承した。クリスティアンは農場相続後まもなく死亡し，その妻はヨハン・ルーダーと再婚する。しかしまもなく彼女も死亡し，鰥夫となったルーダーは二番目の妻と再婚したのであった。そしてルーダーは，小屋の保有者であったドロテア・エリーザベトの死後，その子供たちが小屋を継承することに反対し，小屋の無償返還を求める。一方，かつて農場と小屋とを保有したエリーザベト・ガールマッターは，孫たちの小屋の保有権を護ろうと立ち上がり，こうして両者の間に訴訟が起きたのである。一審はルーダーの勝訴，二審はガールマッターの勝訴，と裁判は緊迫し，ついに三審まで到達する。裁判でエリーザベト・ガールマッターは，小屋は娘ドロテア・エリーザベトの相続分に含まれるものであり，それを彼女の子供た

---

netze”, S. 130–140.

ちが相続するのは当然であると主張する。つまりエリーザベトは世襲＝系譜の論理を持ち出し，その系譜に属さぬヨハン・ルーダーを小屋に対する権利から排除しようと試みたのである。一方，ヨハン・ルーダーは，三審を前にして，アムト司法局において，小屋の農場への無償返還を要求しつつ，次のように陳情する。「もし三審で私が負けることにでもなれば，国王陛下のラスバウアー農場は永久に衰弱することになります。なぜなら〔農場から支払う〕貢租はその……小屋……を含むすべての土地を利用するという前提で計算されているからです。」彼は，小屋に労働者をアインリーガーとして住まわせ，農場保有者のために働かせることが，農場にとって利益になると見ていたのである。さらにルーダーは続ける。「〔私が農場を継承したとき大きな債務があったのみならず〕建物は朽ち果て耕地は荒れ果てていたのです。もし私が再婚と，さらには親族の援助によって立ち直り，またそれによって，疲れを知らず勤勉に働き，耕地を再びきちんと地代を負担できる状態にすべく家畜数を増やす意欲を取り戻すことがなかったとしたら，私は能無しのままであり続けるほかなかったでしょう。」ルーダーは，ガールマッター家によって荒廃した農場を，後に農場に婚入した自分たちやその親族が建て直したと主張したのである。こうして裁判は，三審におけるルーダーの勝訴で幕を閉じた。ここでも新たにこの農場に婚入した「有能な」農民夫婦の利益が，かつての農場保有者の血筋の利益よりも優先されたのである。(56)

ところで，農場の相続人と非相続人との間の協力は，前者が自活不能な後者を農場内の小屋にアインリーガーとして受け入れ，救済するという形でも起こった。しかしそれにもかかわらず，農場保有者夫婦が再婚を通じて頻繁に交代する状況下においては，農場は非相続人にとって必ずしも「安定的な避難所」（ル・プレイ）(57)であった訳ではない。そのことを示唆するのが，先に見た 1724 年のマンカーにおける相続紛争である。農民クリストフ・ピッケルトの死後，この亡き農民の兄弟姉妹 5 名が団結して，寡婦を農場から追い出し，5 名のうち末妹のレギーナに農場の相続権を確保しようとしたことはすでに見たが，ここで問題になるのは，ピッケルト兄弟の思惑である。つまり彼らは，末妹のレギーナが農場を継承すれば，「我々兄弟が，将来国王陛下のために兵士として勤めることができなくなったり，また窮乏化したり，年老いたりした時に，避難所を見いだすことができるであろう」と考えていたのである。(58) しかし結局，クリストフに死別した寡婦に農場の継承権が認められたために，ピッケルト兄弟の思惑は実現することはなかった。このように農場相続人が早世しその配偶者，ひいてはその再婚相手に農場が移っていくことは決して稀ではなく，その場合に元来の農場相続人の血縁者は，しばしば人生の危急時における避難所を失った。

（56） Iida, “Wiederheiraten und Verwandtschaftsnetze”, S. 144–146.

（57） Jürgen Schlumbohm, “Familie, Verwandtschaft und soziale Ungleichheit”, S. 150–151 より引用。

（58） Iida, “Wiederheiraten und Verwandtschaftsnetze”, S. 149.

6. 村落共同体における農民：農民間の「不平等」と農民の小屋住み層に対する「排他性」

最後に，農民経営に影響を与える第三の社会関係として，村落共同体における土地保有関係について考察してみよう。このテーマについての研究もこれまで非常に少なかったが，ルピンの史料からは，特に，農場保有者間での土地再配分の動きや，農場保有者の小屋住み層の定住に対する排他性が重要な問題として浮上してくる。

6.1 農民間での「均等化」をめぐる紛争：貧農の「連帯」から富農の「個人主義」へ

村落内での土地保有をめぐる問題として，とりわけ史料に頻繁に現れるのが，バウアー・コッセーテら農場保有者の間に生じた「均等化」（土地と負担の均等再配分）の動きである。均等化は通例，土地の持分の少ない村民によって要求され，しばしば村落内紛争に発展した後，領主によって裁定された。「均等化」に関するハイツの先駆的な叙述は，「できるだけ均一で，同程度の給付能力と給付義務とを有するフーフェ農民・コッセーテン・ケートナー各層の創出」（均等化）を，「最高度に引き上げられた賦役の最良の使用」（労働地代搾取の合理化）のための方法と捉えている。[(59)] 農民の側から見ても，負担が重ければ重いほどそれを皆で均等に分かち合うことには利点があったであろう。それに対し，近年のエンダースの研究は，近世ブランデンブルクの農民に，保有地拡大や所有権獲得などといった個別の努力が見られたことを強調している。[(60)] こうした農民の個人主義的努力は，集団的平等をめざす均等化の動きとは相容れなかった。以上のような多様な利害状況の中，ルピンの村々において，均等化問題は異なった展開と解決を見た。

均等化は，賦役負担が重く，地味が悪いなど，条件の不利な村落において実現しがちであった。1760 年のヴルコウ（Wulkow）の事例は，その典型例に属する。ヴルコウは当時その地味において「最悪の地帯」と言われ，村民は毎年の収穫から食用穀物と種籾を確保することも困難な状態にあった。さらにそこには当時アムト・アルトールピンの直営農場が存在し，4 フーフェの土地をもつバウアー 6 名はそれぞれ週 3 日の役畜賦役を，1 フーフェの土地を保有したコッセーテ 3 名はそれぞれ週 3 日の手賦役を義務づけられていた。こうした経済的困難の中で，ヴルコウの農民はラッシー

---

(59) Gerhard Heitz, “Über den Teilbetriebscharakter der gutsherrlichen Eigenwirtschaft in Scharbow (Mecklenburg) im 17. und 18. Jahrhundert”, in: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Jg. 8, 1958/59, Heft 3, S. 304–305.

(60) Lieselott Enders, “Individuum und Gesellschaft. Bäuerliche Aktionsräume in der frühneuzeitlichen Mark Brandenburg”, in: J. Peters (Hg.), *Gutsherrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneuzeitlicher Agrargesellschaften* (Historische Zeitschrift, Beiheft, Neue Folge, Band 18), 1995.

テンにとどまっていた。

1760 年，ヴルコウのコッセーテたちは国王に宛てて次のように陳情する。「……私どもは（バウアーの 4 分の 1 の土地しか持たないのに）それぞれバウアーの半分の郡・戦時運搬賦役と，バウアーと同じだけの共同体諸役を負担しているばかりか，牧師様と聖具室係の家屋の修繕もバウアーと全く同じだけ行わなければなりません。こう負担が重いのでは私どもはもう全く暮らしていけません。バウアーが荒れたままにしている余分な土地を高い金を出して小作し，何とか暮らしを立てようとしても無駄なのです。というのも，バウアーどもは私たちが施肥したとたんその土地を取り上げてしまうのですから。」そしてコッセーテは，自らの生存維持のために，6 名のバウアーと 3 名のコッセーテの土地を均等化して，等しく 3 フーフェの土地をもつ 9 名のバウアーを作り出し，各々の賦役負担を一律週 2 日の役畜賦役及び週 1 日の手賦役とするよう請願したのである。

アムト官吏シュミットは軍事＝御料地財務庁の承認を得てこの均等化を執行した。その決定的な理由は，農民が「多すぎる耕地」を保有し，それを一部荒れ地のままにし，あるいは小作に出しているという点にあった。つまり当局は，コッセーテに割譲した方がその「余分な」土地がより有効に活用されると考えたのである。また，郡長フォン・ローアは，バウアーは保有地の 4 分の 1 を割譲することにより役畜賦役の 3 分の 1 の免除を受けられるのであり，その方がむしろバウアーにとって有利であると見ていた。[61] つまり領主にとって均等化は，困難な経営状況にあるバウアーの負担軽減を，集団的に実現する方法でもあった。その意味で均等化は，強制立退や減免・非常援助といった，農民の経営危機に対する個別の解決方法のオールタナティヴをなしていたと言えよう。[62]

一方，賦役負担がなく，地味にも恵まれた条件の有利な村落では，均等化は実現せず，むしろ土地配分の不平等が維持・拡大されていった。17 世紀末に賦役から解放された農民が，広大な採草地・肥沃な耕地を利用して大規模な市場向けの雄牛肥育・大麦生産を展開し，「アムトで最も裕福な村のひとつ」と呼ばれたマンカーの事例は，その典型例に属する。

マンカー農民の土地保有規模分布には，16 世紀から 18 世紀までほとんど変化が見られない。18 世紀半ば，同村のバウアーは，3 フーフェの土地を有する村長 1 名，2 フーフェ農 11 名，$1\frac{1}{2}$ フーフェ農 3 名，1 フーフェ農 11 名から成り，それに 2〜3 モルゲンの耕地を有するコッセーテ 3 名が加わった。その際これらの農民たちは，先祖の開墾規模に応じて，互いに全く不均一な世襲採草地を保有していた。そのため 1744 年，2 フーフェ農の干草収穫高は 18〜33 マンシャフトの間に，1 フーフェ農のそれは 10〜30 マンシャフトの間に，コッセーテのそれは $6\frac{1}{2}$〜23 マンシャフトの間に分布していたのである。

以上のような土地配分の不平等をめぐって，マンカーでは 18 世紀を通じて土地の均等再配分が再

（61） Iida, “Konflikte um ‘Egalisierung’ ”, S. 183–184.

（62） Troßbach, “Gutsherrschaft und Gutswirtschaft”, S. 45–46.

三激しく求められた。とりわけ 1757 年には，1 フーフェ農とコッセーテとが結託し，2 フーフェ農に対して耕地と採草地の均等化を求め，大きな紛争に発展した。1 フーフェ農とコッセーテは王政当局に均等化を請願するに際し，その根拠を，自分たちが 2 フーフェ農と同じだけの共同体諸役を義務づけられている点に求めた。そして彼らは村落内の著しい経済的格差につき陳情し，自分たちが「酒場で，また他の様々な折に，2 フーフェ農たちのように思いっきり金を使うことができない」こと，とりわけコッセーテたちは「大部分が手のひらほどの土地ももたず，食用の穀物や家畜の飼料を援助してもらわねばならない状態にあるのに，2 フーフェ農たちはそれらをたくさん売り払う余裕があるにも拘らず，いくら頼んでも絶対にそれを負けてくれない」こと，そして 2 フーフェ農たちが自分たちよりはるかに多くの家畜を飼っており「余分な家畜を飼うなといっても一向に耳を貸そうとしない」ことなどを，大いに不服としたのである。

一方，2 フーフェ農は，自らの採草地は先祖が「400 年も前にフリーザックの貴族ハッソー・フォン・ブレドウから買い取ったもので」あること，そしてそれ以来「ブレドウ家の主人たちに今の今まで毎年いわゆる採草地地代を納めてきた」ことを強調し，採草地に対する自らの権利を正当化した。そして 2 フーフェ農は「（自らと）その先祖がアムト裁判所より付与された数知れぬ農場文書 Hofbriefe によってそのつど新たに与えられ，その保有を保証された土地を力ずくで奪い去ろうとする」1 フーフェ農たちを，「処罰に値する」とした。その際 2 フーフェ農は，干草不足に悩む 1 フーフェ農 4 名が 1735 年に採草地の均等化を求めたとき，自分たちは「善意とキリスト教的な憐憫の情から」共有地に属する採草地を無償で割譲してやり，彼らがその採草地に対して「これっぽっちの貢租も納入せずにすむ」よう計らってやったという話をもちだし，そのような「法の求める範囲を超えたことをしてやった」後で，1 フーフェ農が再びその「善行を濫用しようとしている」ことを厳しく批判した。このように 2 フーフェ農は「善意」や「憐憫の情」に訴え土地の均等再配分を求める 1 フーフェ農に対し，「権利」や「法」を掲げつつ自らの土地の防衛を図ったのである。さらに 2 フーフェ農は，共同体諸役が村内で均等に割り当てられているのは，1 フーフェ農が共同地において 2 フーフェ農と同数の家畜の放牧を許されているからだと主張した。

また 2 フーフェ農は 1 フーフェ農の経営内容にも口を挟み，次のような批判を展開した。1 フーフェ農も「あと少しだけ秩序正しく，また首尾よく経営を行うことさえできれば，裕福な暮らしを送りパンを口にすることができる」はずだ。1 フーフェ農の一部は「堆肥や肥料をキュゴウ畑に運び，春には干草を売り払ってしまうのだから，畑からの収穫と穀物の脱穀分が十分でないことは何ら不思議ではない」。「このように 1 フーフェの土地すらきちんと施肥・耕作できないのに，彼らはどうしてもっと耕地が欲しいなどと言えるのだろうか」と。つまり 2 フーフェ農は，秩序正しい農業経営を行う能力を有することこそが，農場保有が正当に認められる根拠であるという考え方を明確に示しているのである。

軍事＝御料地財務庁は最終的に，1 フーフェ農による「村落の転覆」の目論見を「多すぎる」要

求として退けた。1 フーフェ農は生存維持のためにすでに十分な土地を有しており，共同体諸役を除く諸負担は全て土地保有規模に応じて適正に配分されていたからである。しかし当局は，世襲採草地の均等化はそもそも初めから実行不可能であるとしている。なぜならそれは「買い取られた私的な土地」なのであり，当局はそれを再配分する権限をそもそも持たなかったからである。かつて個々の農場保有者が「葦の原や薮を踏みわけて苦難の末」獲得し，各々の後継者に大規模な肥育業の機会とそれによる豊かな富をもたらすこととなったこの世襲採草地は，「村落全体の福祉」の犠牲にされることはなかった。

ところで当初織布工として定住したコッセーテたちは 2〜3 モルゲンの耕地を保有するにとどまり，その生存基盤は 1 フーフェ農と比べて脆弱であったが，彼らの状態の改善は問題にならなかった。アムト当局はその点について次のように述べている。不平等な土地配分は「そもそも共同体が好むと好まざるとに拘らず，すべての古い村落の設置に際して初めから存在した基本的な制度であり，礎石であり，また原則である。」すべてのコッセーテが土地を持たねばならないというのは「誤った考え方」である。マンカーのコッセーテは「苦情を言う筋合いではない」。なぜなら彼らは「本来日雇い労働者」であるにも拘らず，ビュドナーよりもはるかに恵まれているのだから，と。こうして王政当局は，バウアーが十分な経営・地代給付能力を備えている限り，バウアーを頂点とする村落内の階層秩序を維持した。当局は何よりもまず村落内で最も大きな負担を担う，それゆえ国家にとって最も有用なバウアーを優遇したのである。

1758 年，郡長フォン・ローアは均等化の代わりに共同体諸役を耕地保有規模に応じて比例配分することを提案し，これは即座に共同体全体の承認を受けた。地代給付能力のある 2 フーフェ農は難なく従来以上の負担を引き受けることができたのである。それどころか彼らは，従来より重い負担を引き受けることによって，それまで彼らと同数の家畜放牧を認められていた 1 フーフェ農の共有地持ち分を制限しさえした。裕福な村落では上層民がその高度な給付能力を基礎として自らの権利を守ることに成功し，またそれを拡大することさえできたのである。

紛争後の 1764 年，マンカーの農民が農場に対する費用負担の増加を承知の上で，いちはやく世襲権を取得したことはすでに述べた。この行動は，2 フーフェ農が紛争の過程で示した農場に対する強い権利意識に対応していた。またマンカーの農民は 1808 年に早くも互いの農場を分離し，その後ほぼ全員が個別に牧人を雇うようになったという。度重なる均等化要求が挫折したのち，マンカーの富農の間には一種の個人主義化が急速に進行したのである。(63)

6.2　農民の小屋住み層に対する排他性：「身内贔屓」から「階級的抑圧」へ

以上，農場保有者の間での平等化が一定の条件の下で実現したことを見た。しかしブランデンブ

（63） Iida, “Konflikte um ‘Egalisierung’ ”, S. 190–193.

ルクの各村落では，農場保有者層と小屋住み層との間のバリアは常に存在した。そして農場保有者層は，村落内における自らの利益を護るために，小屋住み層の定住に対し，様々な形で圧力をかけていくこととなる。

まず，ビュドナー層に関してだが，アムト直営農場や新設のコロニー・ビュドナー集落においては，アムト当局の主導のもと，国外からの入植者のビュドナー小屋への定住が優先的に行われたのに対し，旧来の村落においては，親族の為にビュドナー小屋を確保しようとする古参農民の圧力が強く作用した。村落シュトールベックでは 1763〜66 年，「三角帽子」と呼ばれる約 6 モルゲンの共有地におけるビュドナー地取得をめぐって長期にわたる紛争が発生したのだが，その背景には古参農民の圧力があった。

この紛争の発端は，1763 年 4 月，兵士でありかつシュトールベック在住のアインリーガーであったヨハン・ヴェルクミュラーが，旧来村長マウアーホーフによって耕作されて来た「三角帽子」が実は村長農場に属するものではなく共同放牧地の一部に過ぎない，と主張し，年間 2 ターラーの地租支払いを条件にその土地を取得し，そこにビュドナー小屋を建設したい，と国王に願い出たことにあった。翌年 6 月 6 日，軍事＝御料地財務庁の命を受けたアムト官吏シュミットは村民を召喚する。そして，ヴェルクミュラーと，前村長が建設したビュドナー小屋を買い取りすでにそれを所有していた居酒屋モーザーに対し，年 3 ターラーずつの地租支払いを条件に「三角帽子」におけるビュドナー地取得を認めるという提案を行った。すると 4 名のバウアーが，「三角帽子」はこの村のすべての住民に開かれているとした上で，この土地を 6 区画に分割する対案を示した。つまり居酒屋モーザーのビュドナー小屋にその 2 区画を割り当てた後，彼ら自身が残り 4 区画を取得し，1 区画当たり 2 ターラー，すなわち総額 12 ターラーの地租を負担するという案である。これに対しヴェルクミュラーと居酒屋モーザーは，「この土地を失うことのないよう」，それを折半してそれぞれ 6 ターラーずつ地租を支払うと申し出た。この競り合いの直後の 6 月 9 日，古参のバウアーたちは，共同体名でヴェルクミュラーの要求に対する苦情を国王宛てに提出した。そこでバウアーたちは，「三角帽子」は自分たちの「家畜の通路」であり，村長はこれまで通路の使用中はそこに作付けしないよう配慮してくれていたと述べ，仮にヴェルクミュラーがその土地を獲得すればこの慣行は崩れ，通路が塞がれてしまうだろう，という懸念を示す。そうしてバウアーたちは次のように提案したのである。つまり，「私共がこの地片に対してヴェルクミュラーが申し出た地代よりも毎年さらに 1 ターラー多く支払う責任を引き受けた方が国王陛下にとってはるかに得策でございますし，［…］私共が入植者用家屋を建設するとしますれば，そこには［新しい］入植者が居住することになるのです。ここに陛下の至高のご意志は最も的確に実現され，毎年ヴェルクミュラーよりも 1 ターラーずつ多く支払われるのです」と。こうしてビュドナー地取得問題は村落内紛争に発展し，結局，軍事顧問官ポェーリングが間近に迫ったアムト巡察の折に事態を収拾することとなった。

1764 年 10 月，シュトールベックを訪れたポェーリングは村民を集め，「三角帽子」を 4 区画に分

割し，それらを，村長マウアーホーフ，居酒屋モーザー，ヨハン・ヴェルクミュラー，そして兵士でありかつシュトールベックの日雇い労働者であったヨアヒム・コービアーの 4 名に，年間 3 ターラーの地租支払いを条件として与える方向で調整を図った。ポェーリングの調整に対し村民が概ね賛意を示す一方，「3 名のバウアー」は自分自身でビュドナー地を取得すると主張し抵抗する。彼らは「新しい家族」を定住させるべきなのだという当局の説得を受けて引き下がったが，ベンディクス・モーザーだけは，改革派の信仰をもち当時シュト–ルベックに間借りをしていた「弟の息子」フリードリヒ・モーザーが，コービアーに代わって第 4 の区画を取得するべきだとあくまで言い張ったという。その理由として彼は，コービアー以外この村にルター派の者が住んでいないことを強調した。また，この調整の記録文書については，末尾の承認署名をめぐって次のような注記がある。つまり，判事補かつバウアーのヨハン・クリスティアン・モーザーは当初「その他数名の者」とともに，バウアー自身によるビュドナー地取得が認められなかったことを不服としてポェーリングの調整に対する承認を拒んだ。だが，周囲の者たちが調整に満足したために判事補らは仕方なく苦情を取り下げ，ようやくこの記録文書に署名をした，と。

こうした状況に鑑み，ポェーリングは 1765 年 8 月，再度シュトールベックを訪れ，「三角帽子」を 6 区画に分割する方向で事態の収拾を図った。つまり彼は，前年にビュドナー地取得者の候補に挙げられた村長マウアーホーフ，居酒屋モーザー，ヨハン・ヴェルクミュラー，ヨアヒム・コービアーの 4 名に加え，前年の調整の際に名乗りを上げたバウアー，ベンディクス・モーザーの甥フリードリヒ・モーザーと，前年の調整に不満を抱いていた判事補かつバウアーのヨハン・クリスティアン・モーザーとにもビュドナー地取得を認めることで村をまとめ，財務庁に許可を願い出たのである。その際，判事補モーザーは，「彼の母親の妹（姉）の息子」，すなわち従兄弟であり，また彼の娘と結婚する予定でもあった日雇いのフリードリヒ・ヴァイスのために，自らの費用で家屋を建設しようと企図していた。ともあれ，ポェーリングの調整に従い，上記 6 名によるビュドナー地取得が最終的に許可されたのは，ようやく 1766 年 10 月になってからのことであった。(64)

以上の事例において注目されるのは，「三角帽子」取得の候補者としてそもそもシュトールベックの村民の名前しか挙がらなかったこと，またその中でも農場保有者の親族がひときわ優遇されていたことである。つまりシュトールベックのバウアーたちは，村落内のアインリーガーのビュドナー地取得に対して一般に拒絶的な態度を示しつつ，他方で，自らの親族に対しては，ビュドナー地取得のための強力な力添えを行うとともに，時として小屋建設のための資金をも援助していたのである。農民が，農場内部におけるビュドナー小屋を親族に持参財として供与していたという先に見た事実は，こうした身内贔屓の極限的形態とみなすことができよう。

しかし，共有地に建設された小屋は，世代交代に伴い，ビュドナー層内部で継承されていくこと

（64） 飯田「家族・親族・階層」13–14 頁。

となる。また，18 世紀末になると，農場内に建設された小屋も，もはや農場に復帰することなく，ビュドナー自身の手で処分し得るようになる。つまり小屋が農場から分離され，ビュドナーの所有地となったのである。こうして小屋の処分権を得たビュドナー層は，今や農場保有者との間に存在した縦の親族網から独立し，もとより希少な居住機会を，今度は拡大する小屋住み階層の内部で分かち合うため，既存の小屋を分割していくこととなる。アムト巡察記録は，リューダースドルフにおける 1797 年から 1817 年までの 20 年間にわたるビュドナー小屋の保有関係を網羅的に報告しているが，ここから，小屋の分割がいかに激しかったかをうかがい知ることができる。その一例を引いてみよう。「クリスティアン・シンドラーとフリードリヒ・グートは 2 つのビュドナー住居が収められた 1 つの小屋に共住していた。……後者は自分の居所を息子のフリードリヒ・グートと義理の息子のクリスティアン・クレーヴェとに分割した。さらにフリードリヒ・グートは自分の住居を義理の息子クリスティアン・オットーに譲渡し，クリスティアン・クレーヴェは自らの持分を息子のヤコブ・クレーヴェに譲渡した。こうして結局この小屋について，1. シンドラーの寡婦が半分の持分を，2. クリスティアン・オットーが 4 分の 1 の持分を，3. ヤコブ・クレーヴェが 4 分の 1 の持分を保持しており，さらにクリスティアン・オットーの持分の中に義父フリードリヒ・グートが隠居所を保持している[(65)]」。因みに，ビュドナー小屋やアインリーガー小屋の一住居は当時，通常，納戸と台所のほかに一部屋しかない間取りになっていた[(66)]。フリードリヒ・グートの子孫たちは，この住居を，2 家族と隠居人で分かち合っていたことになる。

ともあれこうした小屋住み層内部における連帯は，小屋の住人の増加を招いた。これに対し農場保有者は，小屋住みの定住抑制を図っていくこととなる。そのことをよく示すのが，シェーンベルクのある小屋について取り結ばれた 1803 年の売買契約である。この契約は，同村のコッセーテ地の隠居人がその小屋を買い取った時に締結されたものだが，その際，その小屋に対する先買権をもっていた農民共同体は，次の条件を提示した。「小屋の買い手と将来の保有者は，1. 独りで小屋に住み庭を利用すること。2. 何人にも小屋の全体あるいは一部を賃貸してはならず，よそ者を村にひき入れてはならない。3. 小屋を増築したり，小屋の中に新たな部屋や住居を作りだしてはならない。…… 5. 木材に関するあらゆる利用制限と貢租支払いを甘受せねばならない。6.〔旧来の保有者が〕独断で占領した庭の一画を，家畜通路に戻さねばならない[(67)]」。すなわち農場保有者は，森林や家畜通路などの共有地を保護する立場から，小屋住み層の増加とその用益権の拡大に反対したのである。ここに，農場保有者と小屋住みとの間の，階層を越えた親族間連帯に代わって，共有地をめぐる両者の階級間対立が前面に出てくることとなった。

因みに，このシェーンベルクの事例で，農民共同体が，よそ者の小屋への入居を警戒しているこ

(65) BLHA, Pr. Br. Rep. 7, Amt Alt-Ruppin, Nr. 207.
(66) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 39.
(67) BLHA, Pr. Br. Rep. 2, Kurmärkische Kriegs- und Domänenkammer, D. 16554.

とは重要である。共同体は，貧しいよそ者がこの村に住みつき，自分たちにその救貧負担が発生することを危惧していたのである。18 世紀末頃の救貧制度によれば，ある村落に 3 年以上居住した者には，当地の共同体から救貧を受ける資格が発生した。そのことに関し，アムトは 1797 年の巡察記録の中で，「毎日のように看過し得ぬ抑圧が，まったくけしからぬ形で生じて」いるとし，その代表的な例を次のように報告している。「ある人物が病気や高齢である場合，あるいは，子もちでかつ近しい親族が〔村落内に〕いないなどという理由からだけでも，その者やその子供がいずれ共同体にとって負担になるであろうとそれとなく察知されてしまう。従ってそのような人物は，もしある村に居住して 3 年が経過していない場合，ちょうど 3 年になろうとする頃にまったく容赦なくその村を追われ，その先どこにも受け入れてくれる村が見つからないというような危険に陥ることが非常に多かった」と。つまりこの報告からは，村落共同体がアインリーガーに対する救貧負担を回避する一方，各々の親族がそれを肩代わりすることが一般に期待されていたことが分かる。実際，1783 年のアムト・アルト–ルピン総借地査定簿に記録されたアムト内のアインリーガー世帯 162 のうち貧民世帯は 27 にのぼったが，そのうち共同体ないし「救貧金庫」によって救済されていたことが確認できるのは僅かに 3 世帯だけである。その他の世帯は親族から扶養を受けるほかなかった。(68)

アインリーガーが，親兄弟の所有する農場に「避難所」を求めようとしたのは，まさしくこうした背景の下でのことであった。しかしその可能性は，前述の通り，農場保有者夫婦の頻繁な再婚の結果，しばしば消滅してしまった。そして，世代交代の過程でアインリーガー層出身のアインリーガーが増える中で，農場保有者との親族関係を持たないアインリーガー層がますます拡大していった。寄る辺なき民が増加していったのである。

7. 結び

以上のように，「ミクロの社会史」の方法に立脚する筆者のルピン 2 所領の研究は，当地の史料を集中的かつ網羅的に分析することを通じて，近世東エルベの農民経営を，従来の研究よりも多面的な社会的諸関係の中に描き出した。まずそれは，重厚な蓄積のある領主制研究の分野においてもこれまでほとんど取り上げられることのなかった領主の農民人事に光を当て，それを領主の農民に対する「自立」の要求（「援助」の停止）という文脈の中に位置づけた。また，従来ほとんど研究されてこなかった農民の家族・親族関係や，村落内の農民同士の関係や農民＝小屋住み間の関係に注目することで，農家の財産配分において「婚姻関係」と「血縁関係」とがいかに両立しまた矛盾を来したのか，農民同士の間でいかに土地配分をめぐる「集団的平等主義」が克服され「個人主義化」が

（68） 飯田「家族・親族・階層」，16 頁。村落の救貧負担回避について，Jan Peters, “Das unbarmherzige Dorf. Eine verhaltungsgeschichtliche Studie aus dem südlichen Fläming (1728)”, in: *Jahrbuch für brandenburgische Landesgeschichte*, Bd. 42, 1991, を参照。

進んだのか，また農民の小屋住み層に対する「排他性」がいかように「身内贔屓」から「階級的抑圧」に転化していったのか，などといった問題を明らかにした。つまり筆者のルピン研究において，「ミクロの社会史」の方法は，新しい社会的脈絡を「発見」し，それを複合的に再構成することを可能にしたのである。

またルピン農村の「ミクロの社会史」からは，農民経営とそれをとりまく社会関係が村落によって様々な形で展開していたこと，その際とりわけ，賦役負担の有無がその多様性の中心的な要因となっていたことが分かった。西エルベのグルントヘルシャフト地帯と東エルベのグーツヘルシャフト地帯との広域的対比の中で，農民の賦役負担は東エルベの一般的特徴と見られがちであったが，「ミクロの社会史」の観点からすると，むしろ賦役負担は，それを負う農民とそれを負わない農民との間に格差を生み出し，東エルベ内部の多様性[(69)]を促進する要因として見えてくる。

（経済学部助教授）

（69） このテーマについては，Hartmut Zückert, “Vielfalt der Lebensverhälnisse in unmittelbarer Nachbarschaft. Die ‘Gleichzeitigkeit des Ungleichzeitigen’ in brandenburgischen Dörfern”, in: J. Peters (Hg.), *Gutsherrschaftsgesellschaften im europäischen Vergleich*, Berlin, 1997, S. 312–321; Hartmut Zückert, “Agrardualismus im Gutsherrschaftsgebiet. Untertänigkeitsverhältnisse in den Dörfern von Berlin-Zehlendorf”, in: *Jahrbuch für brandenburgische Landesgeschichte*, Bd. 50, 1999, S. 113–135, を参照。